2　計器の装置

⑴　計器の配置

ア　飛行計器、航法計器及び動力装置計器は、容易に見えるように配置しなければならない。

イ　多発の装備移転航空機にあっては、動力装置計器は、それに対応する発動機を誤認することのないように配置しなければならない。

⑵　計器板の振動特性

計器板は、計器の精度を害し、又は計器を破壊するような振動特性を有するものであってはならない。

⑶　計器の誤差

計器は、装備移転航空機の安全な運用を妨げない範囲の誤差で作動するものでなければならない。

3　電気系統及び電気装備

⑴　電気系統の装備

電気系統は、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　蓄電池

蓄電池は、これに接続する構成品が装備移転航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

⑶　発電機系統

発電機系統は、これに接続する構成品が装備移転航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

⑷　電源遮断装置

ア　電気系統には、各電源に近い点で電源を配電系統から切り離せるように電源遮断装置を備えなければならない。

イ　電源遮断装置は、飛行中、容易に操作できるものでなければならない。

⑸　安全装置

全ての構成品への電気回路には、再接続のできる安全装置を備えなければならない。

⑹　電線

電線は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

4　灯火

⑴　計器灯

ア　計器灯は、全ての計器、スイッチ等を、容易に識別し、及び判読できるように照明するものでなければならない。

イ　計器灯は、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

⑵　着陸灯

ア　着陸灯は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

イ　着陸灯は、夜間の着陸に必要な照明をすることができる位置に装備し、かつ、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

⑶　航空灯（衝突防止灯、右舷灯、左舷灯、尾灯及び編隊灯）

ア　航空灯は、予想される運用状態及び点灯時の周囲の条件を考慮して、装備移転航空機の位置及び進行方向を他の航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機をいう。以下同じ。）及び地上の人に迅速かつ正確に視認させることができるものでなければならない。

イ　航空灯は、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

5　保安装備

⑴　救急用具は、操縦者等が非常の場合に容易に操作できるように装備しなければならない。

⑵　Ｖ安全バンド、肩バンド及び縛帯は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

⑶　酸素供給装置は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者を保護するために必要な流量及び容量を供給できるものでなければならない。

⑷　凍結防止装置は、予想される気象状態において、確実に作動するものでなければならない。

6　油圧系統

油圧系統は、予想される運用状態において、十分な安全性を有するものでなければならない。この場合において、使用する作動油は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

7　電子装備

⑴　電子機器及びその附属装置は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　電子機器は、使用中他の機器に悪影響を与える電気的雑音を発生するものであってはならない。

8　無線通信機器

⑴　無線通信機器は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　無線通信機器は、使用中他の機器に悪影響を与える電気的雑音を発生するものであってはならない。

⑶　無線通信機器は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機の安全な運用を行うための精度を維持し、確実にその機能を発揮するものでなければならない。

第６　発動機

1　一般

推進動力源として装備移転航空機に装備する発動機は、予想される運用状態において、有効かつ確実に機能を果たすことを合理的に保証するように設計し、製作したものでなければならない。

2　試験

前項の保証は、次の試験によって証明されたものでなければならない。

⑴　性能試験　発動機の出力特性又は推力特性を決定するための試験

⑵　運転試験　起動、緩速、加速、振動、超過回転その他についての運転特性が適正であり、かつ、異物混入その他有害な事態の際に、当該発動機が十分な余裕を有することを証明するための試験

⑶　耐久試験　発動機の耐久性及び信頼性を証明するための試験

⑷　その他必要な試験

第７　プロペラ

1　一般

装備移転航空機に装備するプロペラは、予想される運用状態において、有効かつ確実に機能を果たすことを合理的に保証するように設計し、製作したものでなければならない。

2　試験

前項の保証は、次に掲げる試験によって証明されたものでなければならない。

⑴　運転試験　強度、振動及び超過回転についての特性が適正であり、かつ、ピッチ変更機構及び操作機構が適正に機能を果たすことを証明するための試験

⑵　耐久試験　プロペラの耐久性及び信頼性を証明するための試験

⑶　その他必要な試験